

議案第71号

## 福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月23日

福岡市長 高 島 宗一郎

### 理由

この条例案を提出したのは、旅館業法等の一部改正に鑑み、旅館業の営業の施設の構造設備の基準及び営業者が講ずべき措置の基準を改める必要があるによる。

## 福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 飲料水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。

(7) 寝具 寝台（木等による枠組構造のものをいう。）、敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー（包布等）、寝衣（浴衣を含む。）等睡眠又はこれに類似する行為において使用されるものをいう。

第2条第3号中「又は」を「及び」に改め、「水（）」の次に「いずれも」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 玄関帳場 旅館業の施設の玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。

(2) 客室 睡眠、休憩等のために宿泊者が利用できる場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等（床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。）を含む。）をいう。

第3条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同

条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「帳場が」を「玄関帳場を設ける場合にあっては」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号イ中「換気及び」を削り、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

エ 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、地階に設けないこと。

第3条中第4号を第2号とし、第5号を削り、同条第6号中「（以下「共同浴室」という。）」を「（浴槽等入浴設備又はシャワーを有する室又は場所をいう。以下同じ。）」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 浴室（脱衣室及び脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造でないこと。

イ 清潔で衛生上支障がないよう清掃が容易に行える構造であること。

ウ 適当な広さを有する脱衣室が付設されていること。

第3条第6号エからキまでを削り、同号中クをエとし、ケからサまでをオからキまでとし、同号シ中「屋内の浴槽水に」を削り、同号シを同号クとし、同号に次のように加える。

ケ ろ過器は、十分なるろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器を通過する前の位置に集毛器を設けること。

コ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に設置されていること。

サ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

シ 浴槽水を回収するための槽（以下「回収槽」という。）内の湯水は、浴用に供しない構造であること。ただし、やむを得ず浴用に供する場合にあっては、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒できる設備が設けられていること。

第3条第6号を第3号とし、同条第7号ア中「オ及びコ」を「ウ及びカ」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 便所には手洗設備を設けること。

(6) 給水設備は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 飲料水を衛生的で十分に供給できる設備を適切に配置すること。ただし、井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置（市長が必要と認める場合に限る。）を備え付けること。

イ 雜用水（飲料水以外の水をいう。）を供給する設備を設ける場合は、誤飲を避けるための注意事項を当該設備の周囲の容易に見える場所に掲示すること。

第3条中第8号を削り、第9号を第7号とし、同条第10号中「第1条第1項第10号」を「第1条第1項第7号」に改め、同号を同条第8号とする。

第4条を削る。

第5条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 前条第2号から第7号までに掲げる基準
- (2) 適当な規模の玄関帳場を有すること。ただし、健全な営業形態及び宿泊者の安全の確保に関し規則で定める要件を満たすものについては、この限りでない。
- (3) 前号の玄関帳場は、宿泊者等の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（下宿営業施設の構造設備の基準）

第5条 政令第1条第3項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、第3条第2号から第7号まで並びに前条第2号本文及び第3号に掲げる基準とする。

第6条を削る。

第7条中「から第5条まで」を「及び第4条」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項第1号中「第5条第4号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2号を次のように改める。

- (2) 営業の施設の内外は、定期的に清掃し、害虫、ねずみ等の発生の防止及び駆除に努めること。

第9条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「消毒すること」を「消毒し、又は廃棄する等必要な措置を講じること」に改め、同号を同条第3号とし、同条第6号中「感染性の疾患」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

により就業が制限される感染症」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号中「寝具類」を「寝具」に改め、同号イ中「常に清潔にして、日光消毒等適切な方法により防湿及び害虫の駆除に努めること」を「衛生的に管理すること」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号イ(ウ)中「（昭和32年法律第177号）」を削り、同号ウ中「換水をすること」を「換水し、清掃すること」に改め、同号カ中「，浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し」を削り、同号コ中「浴槽水を回収するための槽（以下「回収槽」という。）」を「回収槽」に改め、同号サ中「気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）」を「気泡発生装置等」に改め、同号シ中「ほこり等」を「土ぼこり」に改め、同号セ及びソを次のように改める。

セ 循環させている浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤は浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。

ソ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

第9条第8号チ中「脱衣室」の次に「，脱衣場」を加え、「1日に1回以上」を「定期的に」に改め、同号に次のように加える。

テ 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、客室の浴室を除く。

第9条中第8号を第6号とし、同条第9号ア中「飲用に適するもの」を「飲料水」に改め、同号イ中「し、消毒した洗面具を備えること」を「すること」に改め、同条中第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 客室の収容定員を遵守すること。

第9条第11号及び第12号を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(衛生措置の基準の特例)

第9条 市長は、省令第5条第1項各号に掲げる施設及び修学旅行等の団体を専ら宿泊させる施設について、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により前条に定める基準を緩和することができる。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けている者又は同項の許可の申請を行っている者（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第1項の規定により許可の申請を行っている者を除く。）の当該許可又は当該申請に係る施設で、この条例による改正後の福岡市旅館業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3号ヶからシまで、同条第5号及び第6号、第4条第1号並びに第5条に定める基準に適合しない構造設備に係る基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第3条第3号ヶからシまで、同条第5号及び第6号、第4条第1号並びに第5条の規定は、この条例の施行の日以後に変更する構造設備について適用する。